

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

全ての児童生徒は自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合っていくことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

そこで、児童生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、トラブルやいじめを認知した場合は適切に且つ速やかに問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせるための「学校いじめ防止基本方針」をここに定めます。

令和2年4月1日
北海道札幌視覚支援学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒（以下「生徒等」）に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 生徒等の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- 多くの生徒等が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒しても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが必要である。
- 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも大切である。（ただし、この場合も学校いじめ対策組織で情報共有し、対応する）
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒等の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒等については、日常的に、当該生徒等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒等に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(3) いじめの態様

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安)
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

1 学校及び教職員の責務

- 学校は、生徒等のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 教職員は、いじめを発見した場合等は、生活指導主事に報告し、組織的な対応に繋げるとともに、被害生徒等を徹底して守り通す。
- 教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長することのないようにする。

2 家庭（保護者）の責務

- 家庭は、生徒等にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有する。
- 保護者は、必要に応じ、自ら模範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを生徒等に身に付けさせる。
- 保護者は、生徒等がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒等の身上を十分に理解し、対応するよう努める。

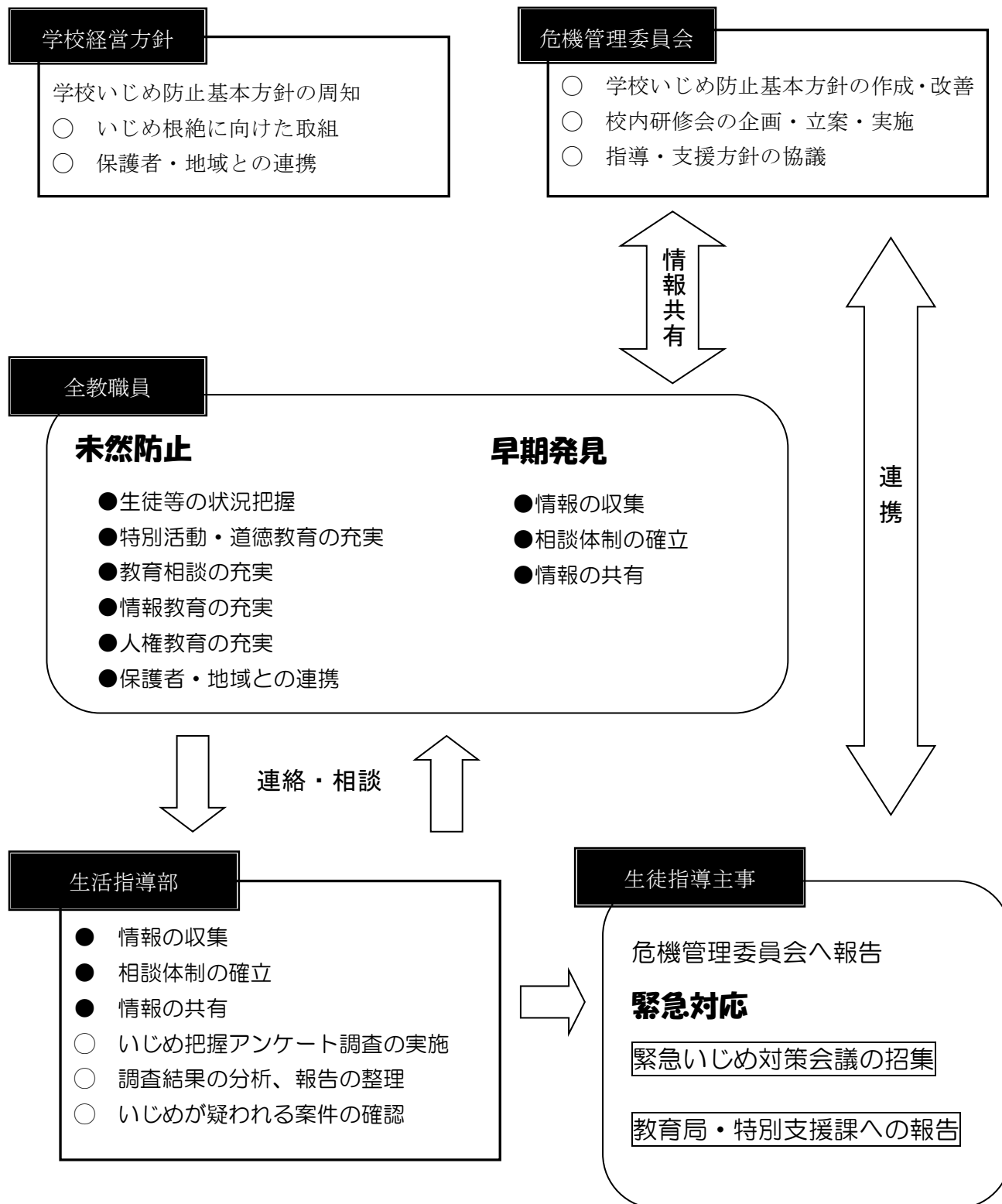
3 地域の役割

- 地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達の段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有する。
- 生徒等がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関などの関係団体に相談や連絡するなどして、生徒等の抱える問題の解決に努める。

Ⅲ いじめ防止の指導体制・組織対応

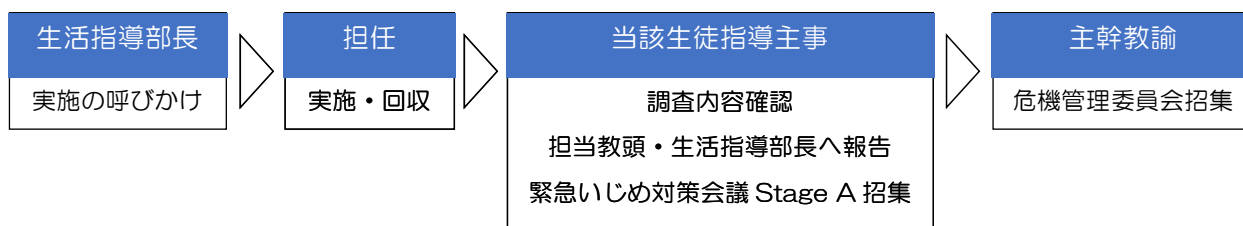
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

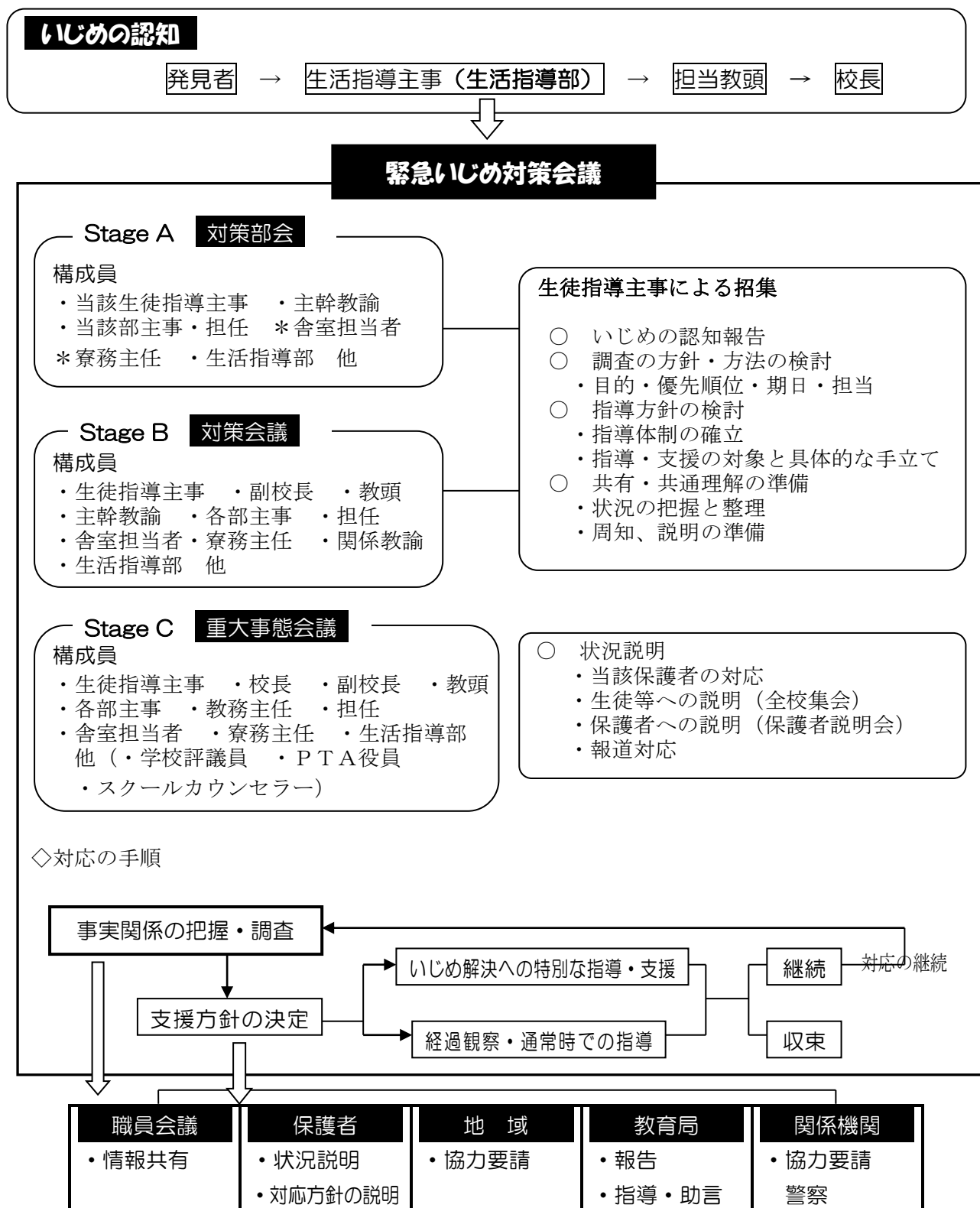


2 組織対応

(1) いじめ把握アンケート調査



(2) その他いじめを認知した場合



IV いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒等に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

生徒の状況把握

個別の教育支援計画の活用
コミュニケーション能力の育成
一人一人に応じた授業づくり

特別活動・道徳教育の充実

人権意識の理解・啓発
学級活動・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
係活動の充実

教育相談の充実

担任による教育相談
生徒指導担当者による教育相談
★スクールカウンセラーによる教育相談

情報教育の充実

「技術・家庭」「情報」におけるモラル教育の充実
教科等を併せた指導の中での情報教育の充実
学校・寄宿舎生活全体を通した情報教育の充実

保護者・地域との連携

学校公開の実施
関係機関との連携体制の構築
学校評議員会での説明・協力要請
PTAへの説明・協力要請
保護者懇談会等での説明

V いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒等の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集

教職員の観察からの気づき
養護教諭からの情報
生徒等からの相談・訴え
アンケートの実施（5月・11月）
各種調査からの気づき

相談体制の確立

相談窓口の設置及び周知
面談の定期的実施（9月・3月）

情報の共有

情報の整理・分析
教職員への情報提供

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員朝会、部会議、職員会議での情報共有
- ・対象生徒等の状況
- ・進級、進学時の引継ぎ

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている生徒のサイン	児 童 生 徒 名							
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借りが多い								
いじめている生徒のサイン	児 童 生 徒 名							
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。								
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる								
寄宿舎や家庭でのサイン	児 童 生 徒 名							
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

VI いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒等への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒等の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒等への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒等の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒等の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒等だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒等の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒等の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒等や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係生徒等への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒等の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒等の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒等の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 学級活動・ホームルームにおける情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 「技術・家庭」「情報」における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

VII 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒等が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒等が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、石狩教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。